

日本肥満症治療学会 学術賞選考委員会規則

第1条(目的)

この規約は、会則第12条の規定に基づき、学術賞選考委員会(以下「この委員会」という)の組織及び運営について定めることを目的とする。

第2条(任務)

この委員会は、次の事項を任務とする。

1. 学会賞、川村賞の受賞対象者を選考すること。
2. 前号のほか学会賞、川村賞に関する事項について理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べること。

第3条(組織)

この委員会の組織および編成は次の通りとする

1. 委員会は理事長並びに理事長が指名する外科・内科系の代表10名以内で構成する。
2. 委員長は理事長が務める。
3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4条(審議結果)

学会賞、川村賞の選考に関する審査結果は理事会に報告し、その承認を受けるものとする。

第5条(選考手続)

学会賞、川村賞の選考手続については別に定める「日本肥満症治療学会 学術賞選考内規」による。

第6条(委員会規則)

この委員会の組織及び運営については、この規約に定めるもののほか、委員会規則の定めるところによる。

附則

この規約は平成31年4月1日から施行する。